平成２７年（フ）第５６９号
神戸市垂水区松風台２丁目５番２―402号
債務者　中澤　昭江
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６２６号
神戸市北区北五葉３丁目８番25―304号
債務者　澤田　誠一
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６５３号
神戸市中央区東川崎町６丁目４番10号
債務者　柳原　美佐
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６６９号
神戸市中央区浜辺通３丁目１番33―105号、従前の住所神戸市中央区加納町３丁目12番３号　エトワール山手ＫＯＹＡＭＡ403号
債務者　バイセクシャルＢａｒ異空間こと　山渕　真一
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６７６号
神戸市中央区八雲通６丁目２番24号
債務者　畑本　大樹
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８３号
山口市阿知須440番地２
債務者　小林　久美
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８７号
山口県防府市上天神町２番１―202号　和光レジデンス天神
債務者　宮田　建次
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９３号
山口市今井町７番６―212号
債務者　山本　直樹
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９４号
山口市小郡大江町７番31号　広中アパート105
債務者　高田　俊博
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７５１号
名古屋市港区西茶屋１丁目35番地の６　市営西茶屋荘２棟710号、従前の住所名古屋市西区山木１丁目121番地の１　城北ビル301号
債務者　福田　由起
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３０９号
名古屋市東区出来町３丁目７番４号　エスポア旭ケ丘101号
債務者　近藤　三詠
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９７号
青森市柳川１丁目３番23―903号
債務者　遠藤　澄子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４１号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田578番地５
債務者　林　眞奈美
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１１号
新潟県佐渡市中興丙７番地１　市営木戸沢住宅Ｄ棟17号
債務者　猪股美津枝
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２７年（フ）第１３９号
神奈川県三浦郡葉山町堀内504番地の７
債務者　石川　雅英
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１４０号
神奈川県三浦郡葉山町堀内504番地の７
債務者　石川　麻世
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１５８号
神奈川県横須賀市久里浜６丁目４番１―27号　シーフロント久里浜
債務者　中瀬古恵美子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部